

別紙

諮問第1575号～第1578号

答 申

1 審査会の結論

別表2に掲げる本件各決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1及び2（以下「本件各開示請求」という。）に対し、東京都知事が行った別表2に掲げる令和3年5月27日付けの本件決定1から3まで及び同年8月3日付けの本件決定4から6まで（以下、併せて「本件各決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各開示請求に対し、別表2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）について、及び同表に掲げる却下の理由により、本件各決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求については、令和3年10月12日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年11月22日及び同月30日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年12月27日（第234回第二部会）から令和5年2月28日（第236回第二部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した

結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

本件各審査請求は、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件各決定の妥当性について

(ア) 別表3に掲げる本件各決定の非開示情報について

a 本件非開示情報1

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、実施機関と契約した事業者の印影であり、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

b 本件非開示情報2、4、6、8及び10

審査会が見分したところ、本件非開示情報2、4、6、8及び10は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非開示が妥当である。

c 本件非開示情報3及び5

審査会が見分したところ、本件非開示情報3及び5は、都民等から寄せられた都政に関する提言・要望に係るものであり、公にすることにより、将来の情報公開をおそれた都民等から率直な提言・要望等を得られなくなるなど、今後の広報広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

d 本件非開示情報7、9及び11

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、東京都議会への陳情に

については、東京都議会に付託されれば件名が、そのうち更に採択されれば概要がウェブサイトで公表されるが、付託されなかった案件が公表されることはないとのことであった。審査会が見分したところ、本件非開示情報7、9及び11は、付託されなかった陳情に係る情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、また、公にすることにより、一般に他者に知られることを想定していない個人の思考内容が未加工のまま判明し、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件却下処分について

実施機関の説明によると、本件開示請求1のうち(2)及び(3)について、審査請求人が提出した開示請求書の記載内容からは請求の対象となる公文書を特定できなかったため、審査請求人に対して期間を定めて補正を求めたが、指定した期日になっても審査請求人からの回答がなかったため、却下したとのことである。

審査会が見分したところ、審査請求人が提出した開示請求書の記載内容からは、請求の対象となる公文書の範囲が不明確であると思料され、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、請求の対象の公文書が特定できないことを理由として本件開示請求1のうち(2)及び(3)を却下した実施機関の処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において本件対象公文書の特定を含め、その他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表1 本件開示請求

<p>1</p>	<p>(1) 防災管理課の行った防災に関するアンケート調査に関し、外部委託による調査実施のあり方や、実態を反映した調査手法、効果的なアンケート調査のあり方などについて、同課が意見・質問・要望などを受けた際の、聞き取り票、その決裁・回議文書など、実施機関の職員が、職務上作成、取得、保有しているすべての行政文書であって、電子メールなど電磁的記録を含む（職員間メールも含む）もの。決裁プロセスがわかる形でお示し願いたい。</p> <p>(2) 開示請求者が、防災管理課及び防災対策課、都民の声課、総務部文書課、広報広聴部情報公開課、人事課など、実施機関の各所属に対し、防災管理課職員または防災対策課職員に係る「たらい回し」や「職員の接遇」等について入れた苦情に関連し、実施機関の職員が、職務上作成、取得、保有しているすべての行政文書であって、電子メールなど電磁的記録を含む（職員間メールも含む）もの。決裁プロセスがわかる形でお示し願いたい。</p> <p>(3) 開示請求者が、情報公開課、文書課等に、「都の発出公文書に係る起案者、担当者、発信者などについては適切に記載すべきであり、尋ねられたときは、適切に、情報公開条例の趣旨に従った情報提供をなすべきであるが、防災管理課においてそれがなされておらず、指導してほしい旨を電話及びメールで伝えたことに関連し、行政機関の職員が職務上作成、取得、保有しているすべての行政文書。電子メールなど電磁的記録を含む（職員間メールも含む）もの。決裁プロセスがわかる形でお示し願いたい。</p> <p>(4) 防災に関するアンケート調査（一般競争入札）の契約書及び仕様書、成果物としてのアンケートの結果（とりまとめたもの）</p>
<p>2</p>	<p>(1) 東京都防災管理課は、その事務に属する防災意識等に係るアンケート「自助・共助の取組み向上に向けた調査」に関し、外部委託による調査実施のあり方や、実態を反映させるための調査手法、効果的なアンケート調査のあり方などについて、意見・質問・要望などを受けた。本件に関連し、原課である防災管理課職員に係る電話「たらい回し」や、同課及び防災対策課職員に係る「職員の接遇」等について、防災管理課及び防災対策課、都民の声課、総務部文書課、広報広聴部情報公開課、人事課など、実施機関の各所属が一般的に受けた意見等に関連し、実施機関の職員が、職務上作成、取得、保有しているすべての行政文書であって、電子メールなど電磁的記録を含む（職員間メールも含む）もの、決裁プロセスがわかる形でお示し願いたい。</p> <p>(2) 東京都の各実施機関の職員が、「都の発出公文書に係る起案者、担当者、発信者などについては適切に記載すべきであり、尋ねられたときは、適切に、情報公開条例の趣旨に従った情報提供をなすべきであるが、防災管理課においてそれがなされておらず、指導してほしい旨を、電話及びメールで伝えられたことに関連し、行政機関の職員が職務上作成、取得、保有しているすべての行政文書。電子メールなど電磁的記録を含む（職員間メールも含む）もの。決裁プロセスがわかる形でお示し願いたい。</p> <p>なお、以下は、5月10日付け補正命令（3総防管第671号）を受け、それを参考にし、記載するものである。</p> <p>私は、東京都情報公開条例の規定により、知事に対して開示請求を行う、不特定多数の者である。</p> <p>(1) の文書に係る期間は、おおむね、令和2年11月から、令和3年3月（当初の開示請求日）までのもの。</p> <p>(2) の文書に係る期間は、おおむね令和3年2月ないし3月までに受けたもの。</p>

別表2 本件決定

本件決定	決定内容	開示請求	本件対象公文書及び却下の理由		諮問番号
1	開示	1	1-1	問い合わせ（令和2年12月22日付け電話メモ）	1575
			1-2	電話記録（令和3年2月3日付け電話メモ）	
			1-3	自助・共助への意見（令和3年2月3日付け電話メモ）	
			1-4	東京都自助・共助の取組向上に向けた調査報告書	
2	一部開示	2-1	令和2年12月10日付2財経二契第566号の2「令和2年度自助・共助の取組向上に向けた調査業務委託		
3	却下	理由：（開示請求（2）及び（3）について）請求内容では公文書の特定が困難なため、開示請求者に対し相当な期間を定めて補正を求めたが、当該期間内に開示請求者から回答がなかったため。			
4	一部開示	2	4-1	2020年12月23日付 提言・要望等日計表内訳	1576
			4-2	2020年12月23日付 相談カード	
			4-3	2021年1月18日付 相談カード	
5	一部開示	2	5-1	東京都の文書事務に係る抗議について（催促）	1577
			5-2	RE：東京都の文書事務に係る抗議について（催促）	
			5-3	RE：東京都の文書事務に係る抗議について（催促）	
			5-4	re；RE：東京都の文書事務に係る抗議について（催促）	
			5-5	RE：re；RE：東京都の文書事務に係る抗議について（催促）	
6	一部開示	2	6-1	委員会付託省略手続を行った陳情の写しの送付について	1578
			6-2	陳情（委員会付託省略分）の送付について（写）	
			6-3	陳情3第21号陳情書（写）	
			6-4	陳情3第22号陳情書（写）	

別表3 本件各決定の非開示情報

本件対象 公文書	本件非開 示情報	非開示部分	非開示理由
2-1	1	事業者の印影	公にした場合、偽造等により犯罪の予防に支障を及ぼす可能性があるため（条例7条4号）
4-1	2	「氏名」「都道府県」「区市町村」欄	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例7条2号）
	3	「要約」欄	都民の声総合窓口寄せられた都政に関する提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例7条6号）
4-2 4-3	4	「氏名」「住所」欄	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例7条2号）
	5	「件名」「内容」「キーワード」欄	都民の声総合窓口寄せられた都政に関する提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例7条6号）
5-1 1~5	6	東京都に電子メールを送信した個人のメールアドレス	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当するため（条例7条2号）
6-1	7	陳情の願意	公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例7条2号）
6-2	8	提出者住所・氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（条例7条2号）
	9	件名	公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例7条2号）
6-3 6-4	10	陳情者住所、氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（条例7条2号）
	11	陳情の件名、本文	公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例7条2号）